

新たな旅立ち

3月12日に長柄中学校にて平成19年度卒業証書授与式が挙行されました。
卒業生は、貴重な中学校生活でのたくさんの思い出を胸に、新しい一歩を踏み出しました。



主な内容

- 4月から役場の機構が変わります……………2～3P
- 町職員の給与等の公表……………4～6P
- 特定健康診査・保健指導について……………8P
- 国民健康保険税（普通徴収分）の
納期が変わります……………10P
- 麻しん・風しん混合予防接種が変わります……………10P
- 狂犬病予防注射日程……………11P
- ごみ処理場への直接搬入について……………11P
- 設置型浄化槽整備及び管理事業について…12～13P

ながら

広報

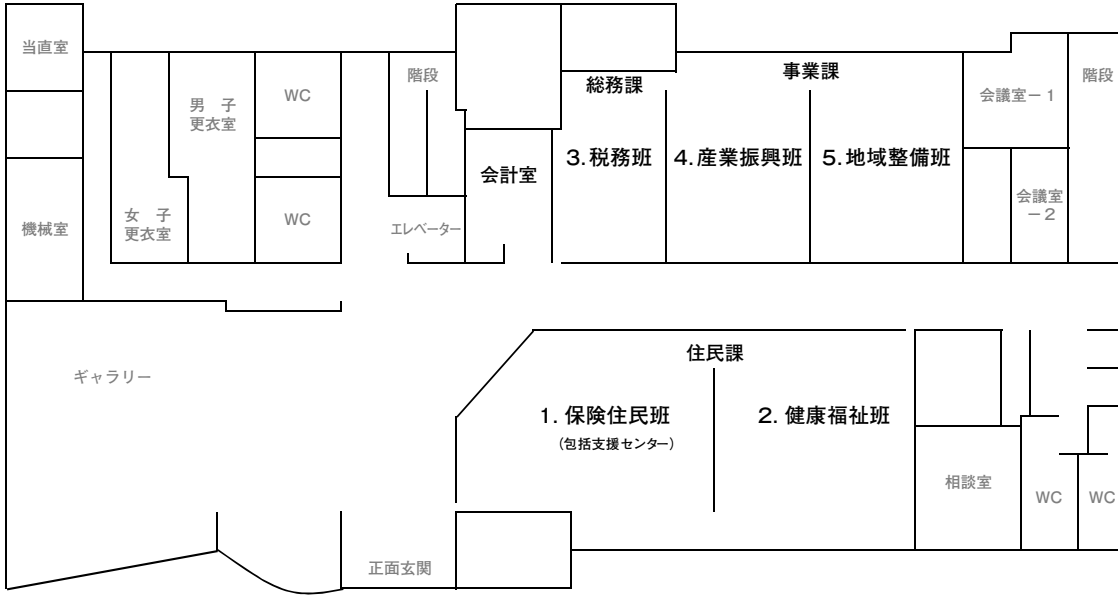
人口と世帯数 (平成20年3月1日現在)

人口	8,319人 (- 3)
男	4,145人 (- 2)
女	4,174人 (- 1)
世帯数	2,863世帯 (- 3)
	() 内は前月比

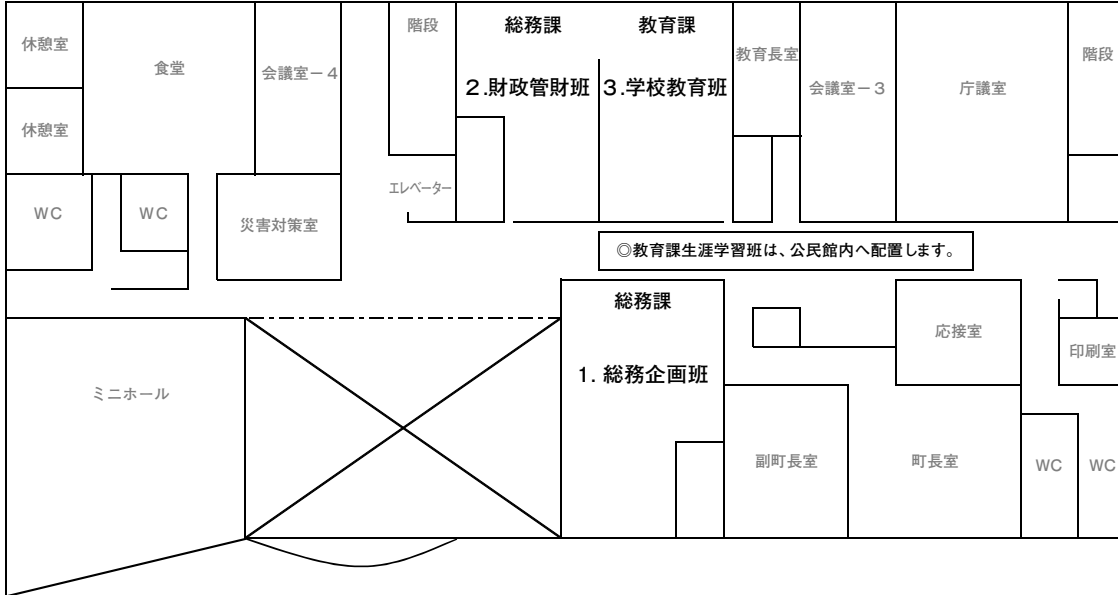


No.306 平成20年3月19日発行

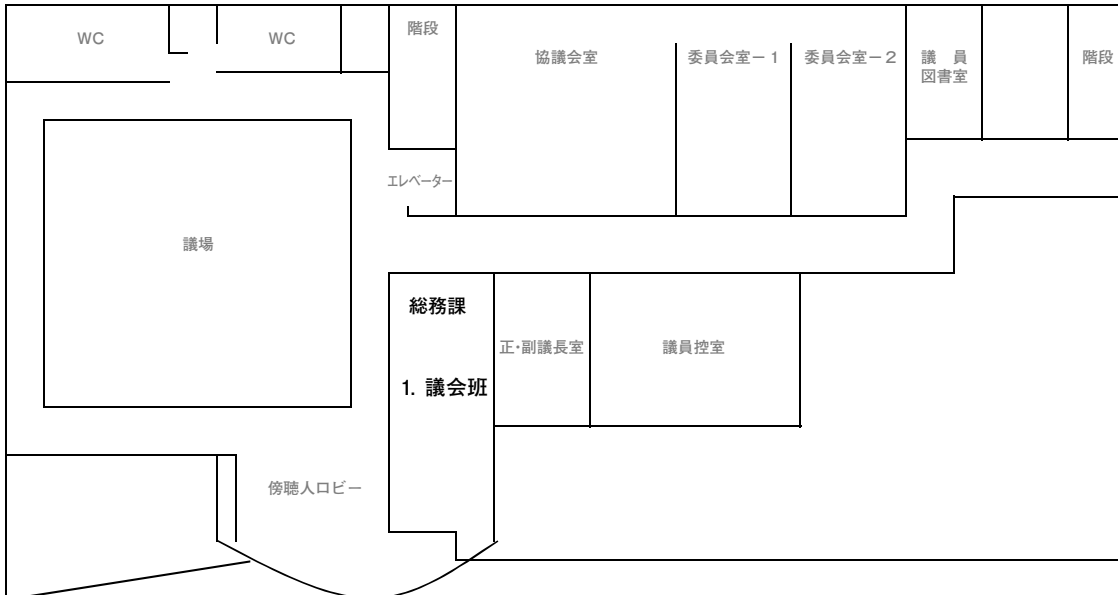
発行・編集／長柄町役場総務課 ☎0475-35-2111 〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
長柄町ホームページ <http://www.town.nagara.chiba.jp/>



1 階



2 階



3 階

4月1日から役場の機構が変わります。

この4月から、図のように役場の組織機構を大課制に改めます。

大課制の導入により、組織の総合力の向上を図り、より弾力的、機能的な組織運営を推進します。

また、職員数を抑制しながら、新たな行政需要に対応します。

役場電話番号案内

※役場への電話は、直接各班へかけられます。

※どこにかけたらよいかわからない場合、または、役場の閉庁日や夜間は、代表番号（35-2111）におかけ下さい。

※おかけになった電話が話し中の場合は、他の班が対応する場合があります。

名称		電話番号	主な分掌事務
長柄町役場（代表）		35-2111	
総務課	総務企画班（2F）	35-2111	総合調整・秘書・人事・給与・法規・広報・消防防災・防災無線・自治振興・防犯・交通安全・総合計画・都市計画・企業対策・幼保一体化・統計・市町村合併・情報化推進・選挙管理委員会事務
	財政管財班（2F）	35-2110	財政・財産・入札・工事検査・庁舎管理・行政改革・庁用車管理・町長車運転・登記・町民バス
	税務班（1F）	35-2112	町税・県民税・国民健康保険税の賦課・徴収事務・固定資産税評価審査委員会事務
	議会班（3F）	35-2438	議会事務・監査委員事務
住民課	保険住民班（1F）	35-2113	戸籍・住民登録・印鑑登録・斎場・国民健康保険・国民年金・老人保険医療・介護保険・後期高齢者医療・地域包括支援センター
	地域包括支援センター	30-6000	
	健康福祉班（1F）	35-2414	感染症予防・母子保健・予防接種・精神保健・健康増進・住民検診・保健センターの維持管理・社会福祉・母子福祉・老人福祉・心身障害者福祉・児童福祉・福祉センターの維持管理・保育業務
	福祉センター	30-7200	
	長柄保育所 三島野保育所	35-3102 35-4310	
事業課	産業振興班（1F）	35-4447	農政・農業振興整備計画・水田農業経営確立対策・植物防疫・畜産・林業・土地改良・営農組合・鳥獣保護・商工・観光・グリーンツーリズム推進・都市農村交流センター・農業委員会事務
	地域整備班（1F）	35-2114	町道・農道・橋梁・河川の新設、改良、維持管理・生活排水・浄化槽整備・町道認定管理・町営住宅・境界確定・道路占用・建築指導・開発行為・農集管理・浄化槽管理・環境・産業廃棄物・し尿・残土・リサイクル・畜犬・自然公園・墓地
教育課	学校教育班（2F）	35-2437	小中学校4校・幼稚園・教育委員会の会議・学校施設の維持管理・教職員の研修・奨学金・幼小中学校給食業務
	学校給食センター	35-2003	
	生涯学習班（公民館内）	35-3242	社会教育・社会体育・地域スポーツ・町有バス・文化財・史跡整備・青少年・多目的広場・公民館各種教室・文化祭・図書館の整備及び貸出
	会計室	35-2435	出納全般

長柄町給与・定員管理等について

◆総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口(18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 8,350	千円 3,322,135	千円 207,635	千円 920,712	% 27.7	% 26.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 110	千円 393,150	千円 37,033	千円 157,513	千円 587,696	千円 5,342

注1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

②技能労務職

区 分	公 務 員			民 間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
長柄町	51.1 歳	232,488 円	238,808 円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.4 歳	252,700 円	253,533 円	調理士	43.1 歳	282,300 円	0.90
うち用務員	51.9 歳	222,383 円	231,446 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	0.98
千葉県	49.4 歳	330,096 円	380,128 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	287,094 円	— 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 注1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況

(19年4月1日現在)

区 分	長柄町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	—	142,800 円	—
	中学卒	138,400 円	131,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(19年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	275,700 円	—	358,000 円
	高校卒	238,600 円	278,000 円	320,900 円

◆一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	課長、主幹	13 人	17.3 %
6 級	課長、副主幹	6 人	8.0 %
5 級	課長補佐、主査	10 人	13.3 %
4 級	係長、主査補	12 人	16.0 %
3 級	副主査、主任主事	13 人	17.3 %
2 級	主事	11 人	14.7 %
1 級	主事、主事補	10 人	13.3 %

注1 長柄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

◆職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 柄 町		国	
1人当たり平均支給額（18年度）		—	
1,428 千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

(2) 退職手当 (19年4月1日現在)

長 柄 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
1人当たり平均支給額 19,125千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (19年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)				0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)				0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
全 域	2%	0人	-	

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)	
全 域	2%	-	

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)				4千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)				2,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)				2.0%
手当の種類 (手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫作業従事手当	同左の作業に従事したもの	感染症に汚染されている区域で行う患者の看護等	日額2,000円以内	
危険作業手当	同左の作業に従事したもの	足場の不安定な高所で行う作業等	日額2,000円以内	
行路病人及び死亡人取扱手当	同左の取扱をしたもの	行路病死亡人の収容処理業務	日額2,000円以内	

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	3,783千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	32千円
支給実績 (17年度決算)	4,918千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	41千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養親族6,000円 ・配偶者を扶養としない者の1人目6,500円 ・配偶者のない者の1人目11,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子につき5,000円	同 じ		10,618千円	241,307円
住居手当	・借家の場合 (家賃12,000円を超える) 家賃の額に応じて支給 (最高27,000円) ・持家の場合新築又は購入の日から起算して5年間3,000円、6年目からは1,000円	異なる	持ち家の場合支給なし (新築後、購入後5年間は2,500円)	3,033千円	91,909円
通勤手当	・自動車等を利用する場合、通勤距離に応じて支給 (片道2km以上)	同 じ		7,245千円	63,002円
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて8,000円~45,000円	異なる	職制上の段階、職務の級等に応じて33,200円~139,300円	8,080千円	299,259円

◆特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	町 長	709,200円 (788,000円)
	副町長	575,100円 (639,000円)
	教育長	519,300円 (577,000円)
給料	議 長	285,000円
	副議長	237,000円
	議 員	214,000円
報酬	町 長 (19年度支給割合)	4.35月分
	副町長	
	教育長	
期末手当	議 長 (19年度支給割合)	4.35月分
	副議長	
	議 員	
退職手当	(算定方式)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×45/100 任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×25/100 任期ごと
教育長	給料月額×在職月数×20/100 任期ごと	

(注) 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

◆職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数	職員数	対前年増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	1 収税体制強化のため (+1) ▲2 都市農村交流センターに指定管理者制度を導入 (▲2) ▲2 退職不補充 (▲2) 3 保健師 (+3)
		総 務	20	20	
		税 務	7	8	
		農林水産	10	10	
		商 工	2	2	
	普通会計部門	土 木	8	8	
		民 生	30	28	
		衛 生	9	12	
		計	88	88	<参考> 人口1万人当たり職員数 105人
		教育部門	23	20	▲3 教育長、給食調理員退職 (▲3)
	消防部門				
	小 計	111	108	▲3 <参考> 人口1万人当たり職員数 129人	
公営企業会計部門	下 水 道	1	1		
	そ の 他	7	7		
	小 計	8	8		
合 計		119 [126]	116 [126]	▲3 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 138人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	12人	12人	19人	13人	9人	9人	10人	23人	6人	0人	116人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
120人	114人	▲6人	▲5.0%

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年3月31日	▲6

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	89	88	88	—	
	増減		▲1		▲1(100.0%)	▲1
教育	職員数	23	23	20	—	
	増減			▲3	▲3(37.5%)	▲8
公営企業 等会計	職員数	8	8	8	—	
	増減				0(0%)	3
計	職員数	120	119	116	—	
	増減		▲1	▲3	▲4(66.6%)	▲6

注1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

◆採用・退職者数

(平成18年度)

採用者	退職者
4人	6人

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(平成19年4月1日現在)

勤務時間	8時30分～17時30分
休憩	12時00分～13時00分

◆職員の分限及び懲戒処分の状況

(平成18年度)

職員の分限処分の状況	降任 0人	免職 0人	休職 1人	降給 0人
職員の懲戒処分の状況	戒告 0人	減給 0人	停職 0人	免職 0人

◆職員のサービスの状況

(平成18年度)

(1) 年次休暇の取得状況 (平成18年1月1日～平成18年12月31日)

平均使用日数	10.0日
消化率	25.6%

(2) 育児休業及び部分休業の状況 (平成18年度)

	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	0人	0人
女性職員	2人	0人

◆職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(平成18,19年度)

職員研修では、新規採用職員研修、中級職員研修、係長研修、課長研修などのほか、外部研修機関による専門的研修を行っています。

また、職員の執務について定期的に能力や実績などに関しての勤務成績の評定を行い、その評定結果に基づき、昇給や昇任などを行っています。

◆職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成18,19年度)

職員の健康管理のため、結核健診、生活習慣病予防検査を行っています。

◆公平委員会における業務の状況

H18年度 H19年度

(1) 勤務条件に関する措置の要求	措置要求件数	0件	0件
(2) 不利益処分に関する不服申立て	措置要求件数	0件	0件

平成19年度

千葉県体育功労者等顕彰

千葉県の地域スポーツの振興に功績のあった個人及び団体、並びに、平成19年の国内外の各種スポーツ大会で優秀な成績を収めた県内のスポーツ選手及び団体に対して顕彰があり、社会体育優良団体として、長柄町スポーツ少年団の「ジャングルベアーズ」が表彰されましたのでお知らせします。



県指定文化財のお知らせ

このたび、町指定文化財であった力丸地区のどうぞうじゅんていのかんのんぼさつりゅうぞう「銅造准胝観音菩薩立像」が、県指定有形文化財として改めて指定されました。本仏像は、鎌倉時代、13世紀後半に制作された鑄造の仏像で、腕が18本ある准胝観音菩薩です。准胝観音像は全国的にみても作品が少なく、なかでも本仏像は銅造であり貴重な文化財であることから、県指定となりました。



学校給食センターからのお知らせ

平成20年度より学校給食の調理および配送業務が同一の企業に民間委託されます。

給食センターの業務については、町行政改革の一環としてより効率的な運営方法について検討した結果、安心・安全な給食の提供が民間委託でも過去の実績により可能であり、現在行っている直営方式より調理業務等にかかるコスト削減につながることから、平成20年4月から給食調理および配送業務が同一の企業に民間委託することになります。

なお、給食調理および配送業務は民間委託しますが、献立作成や食材の購入については、今までどおり給食センター（町直営）で業務を実施し、給食センターの施設を使って給食業務が行われます。

※給食費の変更はありません。

※保護者から納められた給食費は、米・パン・肉・魚・野菜等の食材費に全額使われます。健全な給食事業を運営するためにも、納期内納付をお願いいたします。

問い合わせ先 町学校給食センター ☎35-2003

町農業振興地域整備促進協議会
開催予定日・農振農用地除外等
変更願（申請）提出日について

平成20年度は、町農業振興地域整備促進協議会を年2回予定しております。

申請を希望される方は、期限厳守で書類を提出していただきますようお願いいたします。

また、協議会及び願書（申請書）提出締切日は下記のとおりです。

	願書提出締切日	協議会開催予定日
1回目	4月25日(金)	5月16日(金)
2回目	10月24日(金)	11月14日(金)

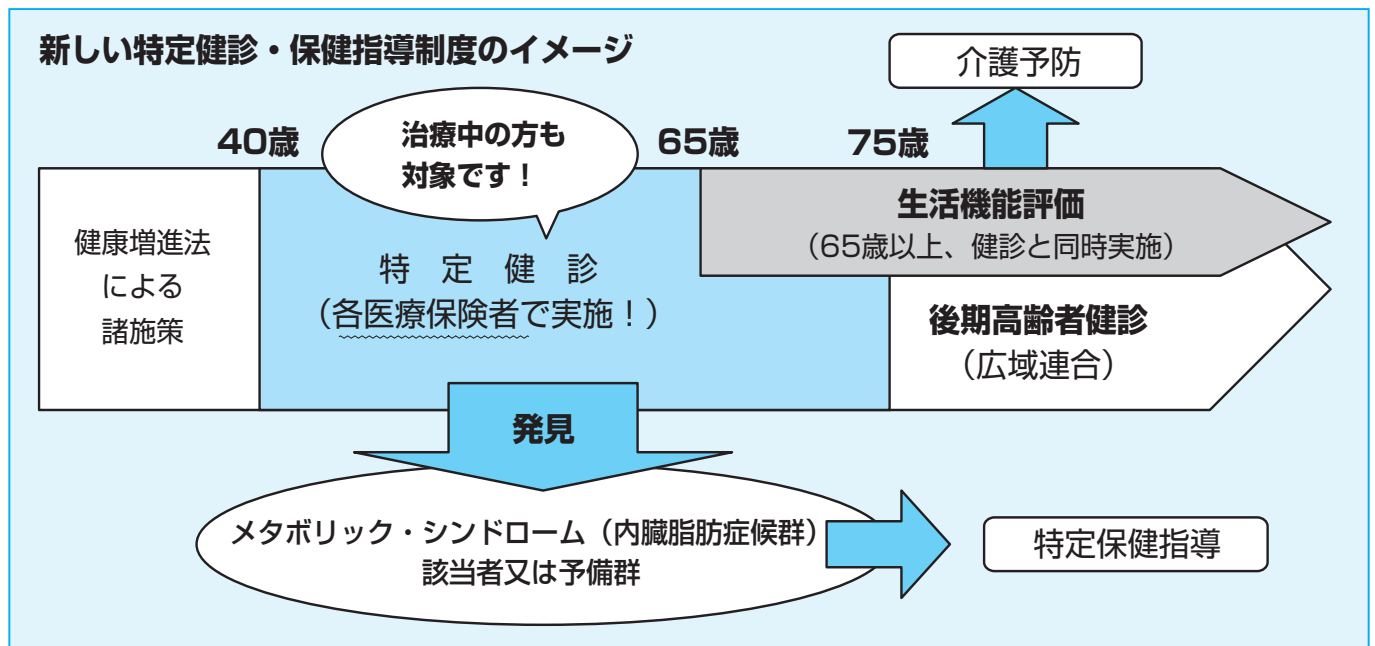
※願書等については産業課に用意してありますのでお問い合わせください。

問い合わせ先 産業課 ☎ 35-4447

従来の住民基本健診にかわり 新しい特定健康診査・保健指導が始まります！

平成20年度からメタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の解消と生活習慣病の減少を目指した新しい健診制度（特定健診）が始まります。新しい健診制度では実施者が従来の市町村から医療保険者（国保・社会保険・共済組合）になり、その被保険者（40歳～74歳）に対して実施を義務付けられています。長柄町では20年度からは長柄町国民健康保険の被保険者（40～74歳）に特定健診、新たに発足する千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受け後期高齢者医療制度加入者を対象にした健診を実施します。社会保険・共済組合被保険者本人やその妻などの被扶養者（家族）に対する特定健診は所属の社会保険・共済組合が実施しますので加入する社会保険・共済組合へお問い合わせください。

なお、各種ガン検診など特定の疾病の早期発見を目的にした検診は従来どおりの実施となります。



新しい特定健診の特徴

- ◎ 特定健診は、従来は健診を受けなかった「治療中（通院中）」の方も対象となります。（40～74歳の方は全員対象となります。）また65歳以上の国保被保険者と75歳以上の後期高齢者医療加入者は介護保険による生活機能評価が健診と同時実施されます。
- ◎ 対象者には受診券及び問診票が発行されます。健診の際は必ずお持ちください。（詳細な案内とともに**4月中に郵送予定です。**健診は5月14日～21日まで土日をのぞく6日間です。）健診の自己負担金は、1人1,000円を予定しています。
- ◎ 健診項目が住民基本健診に較べ簡略化されます。（例えば心電図は医師が必要と認めた方以外は受けられなくなります。）特定健診はこれまでの検診と違い、病気の早期発見と治療が目的ではなくメタボリック・シンドローム及びその予備群を発見するためのものです。
- ◎ 健診の実施結果により**2通りの特定保健指導が実施されます。**（夏以降開始を予定してます。）
- ◎ 人間ドックや事業主健診を受けた場合などはそのデータを提出することで特定健診の受診に代えることができます。（詳しくはお問い合わせください。）

特定健診・特定保健指導は実施する保険者に実施計画策定が義務付けられ数値目標とともに公表されます。定期的に国が健診・指導事業の実績評価を行い、実績が一定の効果を挙げていない場合保険者が後期高齢者医療制度へ支払う支援金が「割増（10%増）徴収」されます。結果として将来の国民健康保険税値上げにつながります。健診受診と保健指導実施にあたり国保被保険者の皆様のご協力をお願い致します。

新しい保険証（国民健康保険・後期高齢者医療）は3月中に発送されます。

現在お持ちの国民健康保険証についてはこの3月31日で有効期限となります。更新後の新しい保険証は3月中にお手元に届くように配達記録郵便（不在の場合は配達されません）で発送致します。20年4月からの後期高齢者医療の保険証も同様となります。

御注意

- ※国民健康保険税に未納がある方については、別途御案内のお手紙を差し上げております。御案内により保険証を更新して頂けるようお願い致します。
- ※御不在の場合は一定期間郵便局で保管しています。また御家族の方が代わりに受け取っている場合があります。お手元に届いていない場合は今一度ご確認ください。

国民健康保険・国民年金の手続きはお早めに！

国民健康保険加入・喪失、国民年金加入・喪失手続きは多くの場合会社等で代行しません。

いろいろな異動が多くなる時期が近づいてまいりました。会社等を退職して国保に加入します、就職して（または扶養親族になり）社会保険に加入し国保を喪失しましたという場合は速やかな異動の手続きが必要となります。また20歳以上60歳未満の方については国民年金の手続きも必要です。そういった手続きはほとんどの場合会社等はやってくれないので原則「ご自身（又は家族等の代理の方）」で行う必要があります。手続きが必要な方は下記のものを持参し早めの手続きをお願い致します。

退職（または任意継続資格喪失）・扶養親族を外れ国民健康保険に加入する場合		就職・扶養親族認定で社会保険・共済組合に加入（国民健康保険を喪失）する場合	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ◎退職証明書・社保資格喪失証明書 ◎年金手帳・基礎年金番号通知書 ◎印鑑 	必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会保険証・共済組合員証 （新しい会社・事業所のもの、コピーも可または資格を取得したことを証する書類） ◎年金手帳・基礎年金番号通知書 ◎印鑑
	<p>※<u>厚生・共済年金証書</u></p> <p>（厚生・共済年金加入期間が通算20年以上か40歳以降の加入期間が10年以上で厚生・共済年金報酬比例部分を受給している60歳以上64歳の方）</p> <p>上記に該当する方は、「退職者医療制度」の適用となります。これにより該当の方の医療給付は一部社会保険が負担するため国保負担が軽減し国保財政安定に寄与しますので御協力をお願い致します。</p>		
<p>※ 手続きが遅れた場合でも加入や喪失は該当する日で行われます。そのため国民健康保険税がさかのぼって賦課されたり、国保税が一時的に払い過ぎになる場合がありますので手続きは速やかに願います。</p> <p>※ 上記に関わらず20年4月以降、75歳の誕生日を迎える方は千葉県後期高齢者医療広域連合を保険者とする後期高齢者医療制度の加入者になり、国保及び社会保険等の被扶養者資格は誕生日前日で自動的に喪失します。新しい保険証は役場から誕生日に間に合うように発送されます。</p>			

4月から国保の葬祭費・人間ドック助成金が変わります！

* 葬祭費が5万円に……

国保の被保険者が死亡したとき、葬祭を行なった方に対して葬祭費が支給されます。この葬祭費が平成20年4月1日から5万円（平成20年3月31日までは7万円）に改正されます。

* 長柄町国民健康保険短期人間ドック助成金が5万円に……

短期人間ドックに要する費用は利用者とは町が負担します。

町の負担額は検査に要する費用の額の7割に相当する額、その額が5万円を超えるときは5万円（平成20年3月31日までは8万円）を限度と改正されます。

国民健康保険税（普通徴収分）の納期が変わります

平成20年度より、国民健康保険税の普通徴収分（納付書もしくは口座振替による納付）の納期が、7月から2月までの毎月、年8期の納付となります。

○平成20年度の納期

第1期	平成20年7月16日～31日	第5期	平成20年11月1日～30日
第2期	8月1日～31日	第6期	12月1日～25日
第3期	9月1日～30日	第7期	平成21年1月1日～31日
第4期	10月1日～31日	第8期	2月1日～28日

○主な改正点

- * 昨年まで行っていました第1期（5月）の税額算定では、所得等の確定がなされていないため、仮算定（前年度の年税額を5分の1で算定）を行い、7月の第2期以降の本算定結果により課税を行う方法をとっていましたが、本年度からは仮算定を廃止し、第1期（7月）から本算定による課税を行うこととなりました。
- * これにより国民健康保険税の税額通知が1回だけに変更されます。
- * 納期を年5回から8回へ増やすことにより、1期で納めていただく負担額が緩和されます。

65歳以上の人の保険税の年金天引きが始まります（10月より）

国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税納付について、10月より世帯主の年金からの天引き（特別徴収）が始まります。ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引きとあわせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きの対象となりません。

この場合は、個別に保険税を納めることになります。（普通徴収）

固定資産の縦覧について

町では1月1日現在の固定資産を次のとおり縦覧します。

- ◎ 縦覧期間 4月1日(火)から4月30日(水) 午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）
- ◎ 縦覧場所 役場：税務窓口
- ◎ 縦覧できる人 長柄町に所在する土地または家屋に課する固定資産税の納税者（土地または家屋のいずれか一方のみの納税者は、縦覧も土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿いずれかになります。）
- ◎ 縦覧する内容 土地価格等縦覧帳簿 所在、番地、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
- ◎ 縦覧に必要なもの 納税通知書または課税明細書（いずれも提示できない場合は身分証明書（免許証等）により町が課税の有無を確認）

問い合わせ先 税務課 ☎ 35-2112

4月から麻しん・風しん混合予防接種が変わります。

集団接種から個別接種に変わります。

これまで集団で行っていた麻しん・風しん予防接種（1・2期）は、4月から町指定協力医療機関での「個別接種」に変わります。個別接種とは、子どもの健康状態がよいときに、町指定医療機関で受ける方法です。

なお、「予防接種指定医療機関」、「個別接種の受け方」については、3月下旬に対象者の方へ別途個別にご案内いたします。

4月
から
加わる
(5年
間
限定)

中学1年生に相当する年齢（3期という）

（平成20年度に対象となる生年月日：平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの人）
* 学校にて集団接種で実施します。

高校3年生に相当する年齢（4期という）

（平成20年度に対象となる生年月日：平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれの人）
* 個別接種となります。

麻しん、風しんは人から人へと感染しやすく、時には死に至る重大な病気です。
あなたとあなたの周りの人を守るために、予防接種を受けましょう。

問い合わせ先 保健福祉課 ☎ 35-2486

平成
20年度

狂犬病予防注射日程

実施日

4/24 (木)

4/25 (金)

5/22 (木)

- 予防注射日程表のチラシは、3月の広報と同時に各ご家庭にお配りします。
- 犬の登録をされている方へのハガキは、4月上旬に郵送いたします。
- 犬が死亡している場合は、3月末までに生活環境課まで報告をお願いします。

実施日	時間	会場
4/24 (木)	9:00~9:30	長柄町役場
	9:50~10:20	追分消防詰所前
	10:40~11:10	平川商店前 (山之郷)
	11:30~12:00	長生農協長柄支所
4/25 (金)	9:30~10:00	神崎商店米倉庫 (昭栄中前)
	10:20~10:50	梅乃木荘 (刑部)
	11:10~11:40	旧長生農協水上支所
5/22 (木)	9:30~10:00	長柄町役場
	10:20~10:50	長生農協長柄支所
	11:10~11:40	梅乃木荘 (刑部)

農業集落排水事業の接続についてお願い

町では平成9年より刑部・金谷・田代地区の農業集落排水事業を供用実施しております。公共用水域の主な汚濁の原因は、家庭から処理されずに排出される生活排水によるものです。河川や水路の水質保全の確保は、住民の生命と生活環境を守り維持していくうえで、きわめて重要な問題であります。この事業は、町が分担金や使用料を徴収し、維持管理等を運営する事業です。なお、家屋からの集落排水本管への流入管の設置は個人負担となります。生活環境の保全、事業促進の観点から、未接続の家屋の方は早急に接続していただけるようお願い申し上げます。

< 加入分担金 > 管路に接続する場合 300,000円

< 使用料金 >

使用料金を2か月に一度徴収します。

1ヶ月の料金算定は世帯割2,100円（一般住宅：事業所等）と人数割1人当たり525円の合計金額になります。また、事業所等の場合は、汚水量1立方メートル当たり157円となります。

例) 一般住宅（専用住宅）の場合
（4人家族の1ヶ月分）

基本料金.....2,100円
人数割（525円×4人）.....2,100円
1ヶ月の使用料金.....4,200円

* 上記の金額はすべて消費税込みの金額です。

問い合わせ先：生活環境課 ☎ 35-2439

第25回 リサイクルフェアの 開催について

1. 開催日時

6月1日(日)
午前9時30分から正午まで
※雨天の場合は6月8日(日)

2. 開催場所

長生クリーンパーク
(茂原市下永吉2101番地)

3. 募集受付

4月14日(月)~4月25日(金)まで
※応募者多数の場合は、抽選させていただきます。

ごみ処理場に直接搬入するには

引越等の一時的な多量ごみやステーションに出せないごみについては、直接ごみ処理場に搬入するか、長生広域で収集運搬を許可している業者（長生一廃許可組合 ☎ 33-7676）に依頼して処理することになります。

個人で直接搬入する場合のごみは、ご自身で降ろしていただくことになり、燃えるごみと燃えないごみでは処理する場所が異なりますので、ごみを車に積み込む際に分別し、降ろしやすい状態で搬入してください。

◎受付時間

平日 午前8時30分~11時45分
午後1時00分~4時00分

土曜 午前8時30分~11時45分
午後 休み

※（日曜、祝日休み）

問い合わせ先：生活環境課 ☎ 35-2439

長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課 ☎ 23-4944

《長柄町設置型浄化槽整備及び管理事業についてお知らせします。》

「4月1日（火）から受付スタート！：平成20年度設置予定基数は50基です！」
（この事業は年度内に完了するものが対象です。）

○事業の内容

- この事業は、町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、使用料金を納めることにより維持管理を行う事業であり、農業集落排水事業対象区域（一部を除く）・町営住宅・ふる里村を除く全地域を対象とします。
- また、個人が設置した合併処理浄化槽（要件を満たすもの）を町へ寄付申請した場合においても、町が設置した合併処理浄化槽と同様に維持管理します。

○費用負担の内容

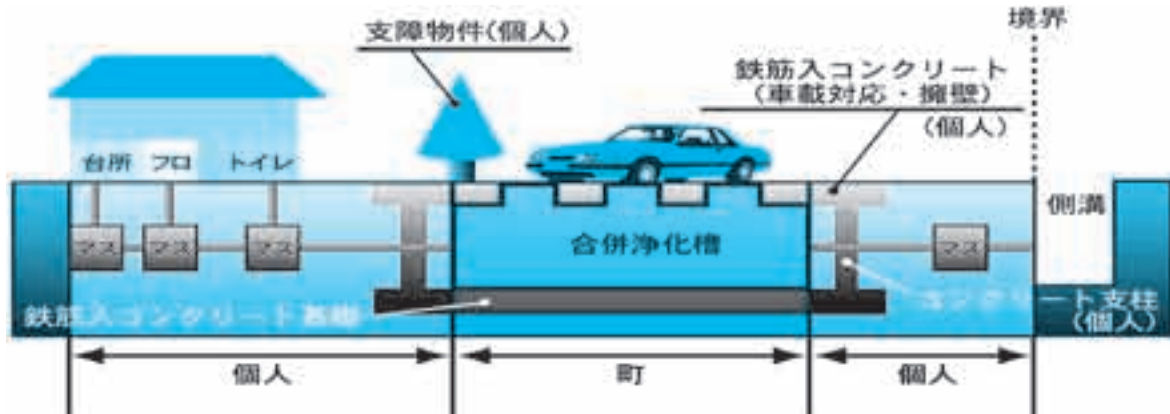
〈個人の費用負担〉

- 分担金 5人槽：100,000円 7人槽：120,000円 10人槽：150,000円
- 流入出管工事、特殊工事（浄化槽の補強工事：車載対応・擁壁、工事施工における簡易土留め、敷設管の勾配で生ずるポンプ設置等）
- 電気・水道料及び使用料
- 浄化槽使用開始後における、ブロワ（送風機）の交換

〈町の費用負担〉

- 計画・設計書作成、浄化槽本体（高度処理型浄化槽BOD10mg/ℓ・T-N10mg/ℓ）
- 本体設置工事（標準工事）及び、維持管理

○工事費用の負担区分



○浄化槽の維持管理（法定検査・保守点検・汚泥の汲み取り・本体）

- 浄化槽の機能を最大限に発揮するため、年4回の保守点検業務、浄化槽検査センターの法定検査、汚泥の汲み取り、消耗品の交換や修繕を町が責任を持って行います。
- ただし、使用者が自己の責任において浄化槽を破損させた場合及び、ブロワの交換は使用者の負担となります。

○使用料金の算定例

使用料金を2ヶ月に一度徴収します。

1ヶ月の料金算定は基本料金1,050円と人数割1人当り525円の合計金額になります。

例) 一般住宅（専用住宅）の場合	基本料金	1,050円
（4人家族の1ヶ月分）	人数割（525円×4人）	2,100円
	1ヶ月の使用料金	3,150円

* 上記の金額はすべて消費税込みの金額です。

◎使用料金の徴収は使用開始の翌月から、使用停止、休止、廃止した月までとなります。

現在、合併処理浄化槽をご利用されている方へ！

- 個人が設置した合併処理浄化槽で維持管理（法定検査・保守点検・汚泥の汲み取り）を行っているものを町に寄付し、使用料金を納めることにより維持管理を町が行うことになります。
- 寄付該当要件は、合併処理浄化槽が適正に管理され、正常に機能していることで、その機能判断をするため次の書類が必要となります。浄化槽法の規定による構造基準に適合する浄化槽（BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ以下の機能を有するもの）で、設置後10年以内のものとしします。

①既設浄化槽寄付申請書

②浄化槽法第7条検査結果通知書又は第11条検査結果通知書

（浄化槽法に基づく法定検査で、7条検査は浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受ける水質検査で、11条検査はその後、毎年1回受ける定期検査であり、指定検査機関である千葉県浄化槽検査センターが行います。）

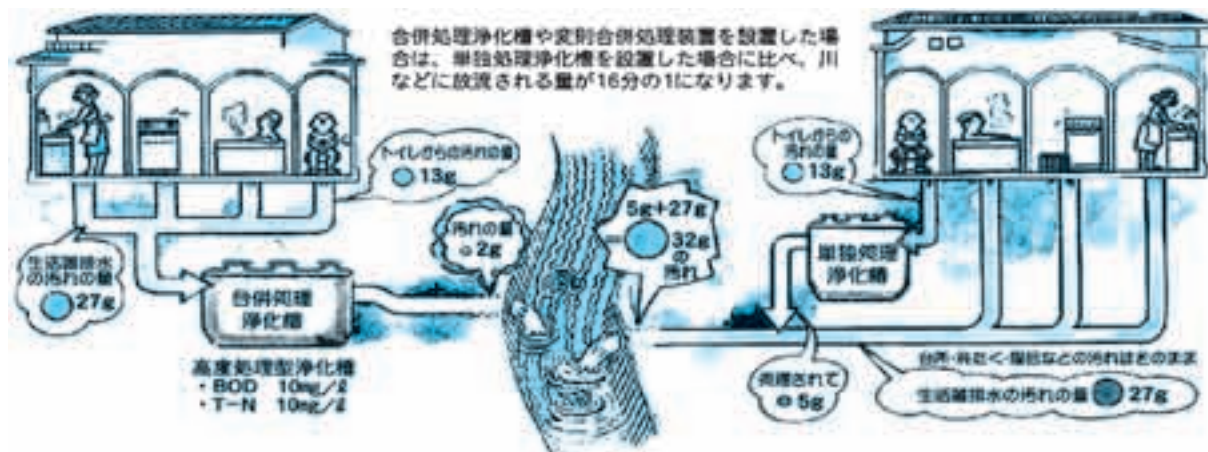
③合併処理浄化槽保守点検記録票

保守点検業者が発行する保守点検の内容が記載された書類

（浄化槽保守点検業者による年3回以上の保守点検が義務付けられている。）

* 浄化槽の汚泥については、汲み取ることを条件に受理する。ただし検査により町長が不要と認めるものはこのかぎりでない。

合併処理浄化槽を設置すると生活排水がこんなに綺麗になります！



☆ 事業に伴う各種補助制度 ☆

〈補助金：長柄町設置型浄化槽整備に伴う排水処理装置補助金〉 千葉県浄化槽取扱指導要綱に準ずる。

事業種目	補助率	限度額	
蒸発拡散装置	当該経費の2分の1以内	5人槽	250,000円
		6～7人槽	350,000円
		8～10人槽	500,000円
排水溝への放流ポンプ装置 浄化槽本体と別の槽を設け30万円を超えるもの	当該経費の2分の1以内	200,000円	

〈補助金：転換補助〉 千葉県生活排水対策浄化槽推進事業補助金交付要綱に準ずるもの。

単独浄化槽からの転換	180,000円	ただし、当該事業費を超える場合とする。
くみ取り式からの転換	100,000円	

現在、単独処理浄化槽をご利用されている方へ！

- 平成13年4月1日より浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、下水道処理予定地域を除き、浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。
- さらに、既設の単独処理浄化槽についても、全て合併処理浄化槽への転換の努力義務が明文化されましたので、早めに転換することをお勧めします。

認定こども園 ~その1

《認定こども園事業について》

長柄町では、平成15年度から「幼児教育環境の充実」について調査研究を進め、その結果として幼稚園と保育所を一か所に統合（一体化）し、運用面で教育・保育の一元化を図ることとし基本的な計画を進めてまいりました。

一方、国においては平成15年6月に「小学校就学前の幼児教育と保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とするよう、平成18年度までに検討する。」ことが閣議決定されました。また平成16年12月には、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会との合同の検討会議で、小学校就学前の子どもに適切な保育、教育の機会を提供するとともに、地域の子育て家庭の支援を行うことを目的とした総合施設のあり方について、最終的な審議が取りまとめられました。その後国会審議を経て、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」いわゆる「認定こども園に関する法律」が平成18年10月1日から施行されました。

これらの経緯から、本町における「幼保一体化の事業」は、それまでの「幼保の通常保育事業施設」から、子育て家庭の支援機能を併せ持った総合施設である「認定こども園」とし整備することとし計画の具体化に向け取り組んでいます。

なぜ「認定こども園」なのか？

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどが課題として指摘されており、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められています。

このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である「認定こども園」が、スタートすることになりました。

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室 資料より

[Q & A]

長柄町の認定こども園は？

- 水上幼稚園、長柄・三島野保育所の3施設を一か所に統合し認定こども園とします。
- 幼稚園・保育所の長所を併せ持つ新しい形の幼児教育・保育の施設です。
- 親の就労の有無に関わらず、同じ環境の下で教育・保育を受けられます。
- 集団活動等適切な規模のこども集団を保ち、健やかな育ちの場を確保します。
- 育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む子育て支援施設を併設します。

開園はいつなの？

平成22年4月の開園を目指します。

場所は？どこに出来るの？

旧昭栄中学校の校地内です。（長柄町鴉谷 837 番地）

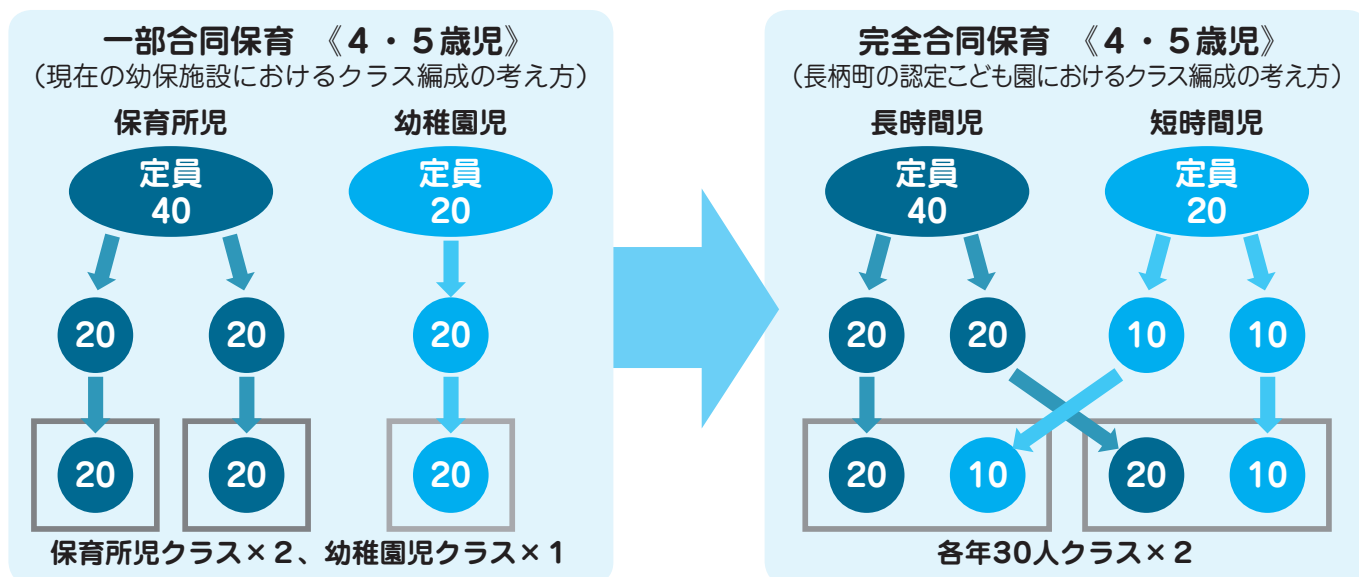
「こども園」になると幼稚園児・保育所児という区別はどうなるの？

これまでの幼稚園児は「短時間児」、保育所児は「長時間児」となります。ただし、これは入所要件等の違いによる、いわゆる事務的な呼び名で、皆等しく認定こども園の園児です。

一緒になるって？クラスはどうなるの？

幼稚園児か保育所児かの区別なく編成する合同クラスです。

4・5歳児クラス編成の考え方



何歳から入園できますか？

0歳（生後6か月）から入園できます。0歳・1歳・2歳・3歳はこれまでの保育所と同様に長時間児のみのお預かりです。4歳児と5歳児については、4月2日現在でそれぞれの年齢になっているお子さんです。

※今月から「認定こども園」についてのお知らせを掲載させていただきます。

来月は、「新規開園に向けての今後の検討項目」と、「こども園での保育の1日の流れ」を予定しています。

※最新の情報は「長柄町役場ホームページ」「中学校及び幼稚園・保育所統合推進委員会」からもご覧いただけます。

問い合わせ先 企画財政課 ☎ 35-2110

男性の料理教室を開催しました

2月1日(金)町保健センターで食生活改善推進員会と保健福祉課共催の「男性の料理教室」が開催され18名の方々が参加してくださいました。

初めに「男性高齢者の食生活の現状と改善点」について講話があり、つづいて身体測定と食事のバランスチェックを行い食習慣の見直しをしました。

その後三角巾とエプロン姿に身支度して、3グループに分かれて料理を作りました。今回のメニューは、黒米ご飯・さばの味噌煮・野菜スープ・とうふ草だんごでした。レシピとにらめっこする人、おぼつかない包丁さばきの人、あまい、しょっぱいと味見を専門にする人など、お互いコミュニケーションをとりながら和気あいあいの中で調理が進み、何とか出来上がりました。出来上がったお料理を、美味しくいただく満足そうな姿が印象的でした。

終わりに参加者の皆さんからアンケートをいただきましたが、参加したきっかけは、友人に勧められてと言う方が多く、殆どの方が次回の料理教室にも参加したいとのこと、大変好評であったと思います。

これからも多数の方のご参加をお待ちしております。

食生活改善推進員 石川貴美子



当日の献立から「とうふ草だんご」をご紹介します。

ぜひご家庭でもお試しください！

とうふ草だんご

(189キロカロリー、たんぱく質5.1g、脂質1.9g)

材料（7人分）

白玉粉……………250g
A { 絹豆腐……………1丁 (300g)
(乾)よもぎ…適宜
あずき缶……………1缶



作り方

- ① ボウルにAの材料を混ぜ合わせ、耳たぶ程度のやわらかさにこねる。
- ② ①を直径2cmのだんごに丸め、煮立てた湯に落とし入れ、浮き上がってきたら約1分間ゆでて冷水にとる。
- ③ ②を器にとり、あずきをかける。

そこに住む人、働く人、 誰でも参加できます。 消防団員募集！

消防団は火災や水害、震災など、いざというときに最も身近な防災機関の一つです。自分たちの家族、そして地域住民の生命と財産を守るため、あなたの力をお貸しください。



消防団とは？

消防団は、全国のほとんど全ての市町村に設置されている非常備消防機関です。

長生郡市広域市町村圏組合消防団では7市町村に9つの支団が設置されており、長柄町は第8支団として1つの支団が置かれています。

消防団員とは？

消防団員はそれぞれの生業を持ちながら、火災や水害などの災害発生時に、最も地域に密着した防災機関として、住民の生命と財産を守っています。

平常時においても、地域防災のリーダーとしての役割が期待されています。

消防団員になりませんか？

消防団員は常備消防の職員と同じく権限と責任を有する地方公務員である一方、ボランティアとしての性格も併せ持っています。

現在、少子高齢化、若年層の考え方の変化に伴い、消防団員が減少し、地域防災力の低下が心配されます。

第8支団では随時団員を募集しています。あなたの力を地域防災にお役立てください。

問い合わせ先 消防本部総務課 ☎ 22-0119

自衛官を募集

防衛省では、次のとおり自衛官（幹部候補生）を募集しています。

募集種目	応募資格	受付期間	試験期間	合格発表	入(校)隊	待遇・その他	
一般幹部候補生	一般要員（陸海空）	20歳以上 26歳未満	4月1日(火)～ 5月12日(月)	1次：5月17日(土)・ 18日(日)	1次：6月6日(金)	平成21年 3月下旬～ 4月上旬	初任給： 210,300円 (平成19年4月1日現在)
	飛行要員（海・空）			2次：6月17日(火)～ 20日(金)	2次：7月9日(水)		
	音楽要員（陸海空）			3次：7月16日(水)～ 8月2日(土)	最終：8月4日(月)～		

※応募資格年齢は、平成21年4月1日現在

※詳しくは茂原地域事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先 自衛隊 茂原地域事務所（千葉地方協力本部）
☎ 25-0452 茂原市町保 3-217 シティビル2階

お 知 ら せ

開催日時 3月30日(日)・4月6日(日)
午前10時から午後4時まで
開催場所 都市農村交流センター直売所
イベントに関する問い合わせ先
長柄町ファーマーズマーケット
☎35-0066

交通安全推進隊を 募集します

千葉県では身近な地域でボランティアとして交通安全活動を実施する「交通安全推進隊」を募集しています。

現在約3,000人の方が通学路での街頭指導や高齢者の自宅を訪問しての啓発活動など身近な地域で交通安全活動を熱心に取り組んでいます。

※夜間ライトアップは日没から20時までとなっております。

※夜桜の駐車場は都市農村交流センター（旧自然休養村センター）駐車場をご利用ください。

桜の開花情報に関する問い合わせ先
都市農村交流センター
☎35-0055（木曜日休館）

さくら祭りのイベント を開催します

下記の2日間は都市農村交流センター直売所で長柄町特産品の販売や抽選会、餅投げ等の楽しいイベントを開催しますので、皆様のご来場をお待ちしております。

長柄ダムさくら祭りを 開催します

今年も下記の日程で長柄ダムさくら祭りを開催いたします。

ダム湖畔に植栽された約3,000本の桜とともに春の訪れを感じてみませんか？

また、さくら祭り期間中は『アウトレットコンサート長柄』脇にてライトアップされた幻想的な夜桜もお楽しみいただけます。

開催日時 3月22日(土)から
4月10日(木)【予定】

（桜の開花時期によって日程の変更あり）

お知らせ

単一等級

職種（39職種68作業）

園芸装飾、造園、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾、路面標示施工、産業洗浄、3級機械保全

受検資格

原則として各職種とも所定の実務経験が必要

受検手数料

実技 11,500円～15,700円

学科 3,100円

受付期間

4月3日(木)～16日(水)

試験実施日程

6月9日(月)～9月17日(水)の間の指定する日

合格発表日

3級職種（金属熱処理及び写真を除く）8月27日(水)

1級・2級・単一等級・3級（金属熱処理及び写真）10月3日(金)

問い合わせ先

千葉県職業能力開発協会 技能検定課
☎ 043-296-1150

URL <http://www.chivada.or.jp>

第15回 白子チューリップ祭り

開催期間 4月5日(土)～4月13日(日)
(自由に鑑賞できます)

会場 白子町役場東側
「白子町花の広場」

イベント 4月13日(日)
午前10時～午後4時
※小雨決行

問い合わせ先

白子町花の広場実行委員会事務局
(白子町役場産業課内)
☎ 33-2111

〒299-4192

茂原市本納2777

公立長生病院 総務課庶務係

☎ 34-2121 (内線379)

平成20年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を維持し、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格

- 1 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日生まれの者
- 2 昭和62年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - イ 大学を卒業した者及び平成21年3月までに卒業する見込みの者
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

◇申込書交付期間

4月14日(月)まで

◇申込書受付期間

4月1日(火)～4月14日(月)

◇試験日

- 第1次試験 6月15日(日)
第2次試験 7月28日(月)～7月31日(水)のうち指定された日

問い合わせ先

茂原税務署 総務課 ☎ 22-2166

水質検査の廃止について

○県内の健康福祉センター（保健所）で実施している水質検査（飲料水、プール水）については、民間検査機関が整備されてきたことにより、本年4月1日から廃止することとしています。

○検査を御希望の方は、検査機関の一覧を御案内しますので御相談ください。

○水質検査結果についての御相談は引き続きお受けします。

問い合わせ先

長生健康福祉センター（長生保健所）
健康生活支援課 ☎ 22-5167

平成20年度 前期技能検定

等級

1級、2級、3級（一部職種）及び

隊員登録を済まされた方には安心して活動するためボランティア保険の加入と帽子の支給などを行います。

応募資格

平成4年4月1日以前に生まれ、県内に居住、または勤務・通学している方。

活動方法

小学校区ごとにグループで月1回以上活動していただきます。（県内全域の小学校で募集します。）

登録期間

平成20年7月1日から1年間

応募期間

4月11日(金)から5月12日(月)まで

応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、県民センター、県交通安全対策課あてに郵便（持参・ファックス可）または、ホームページの応募フォームで送信。

※応募用紙は県民センター、市町村交通安全担当課、警察署で入手できます。

問い合わせ先

千葉県交通安全対策課

☎ 043-223-2263

☎ 043-221-2969

☎ <http://www.pref.chiba.lg.jp>

春の交通安全運動始まる ～点めつた 一度止まって 次の青～

4月6日(日)から15日(火)まで春の全国交通安全運動が実施されます。

この時期は、新入学及び新学期の始まりで子どもの生活行動が変わることや、春の行楽シーズンによる交通事故の多発が予想されるので、皆さんも日頃から交通事故防止に心がけましょう。

また、運動期間中は町交通安全協会の協力により町内3箇所の交差点で午前7時～8時まで街頭指導を実施いたします。

運動の重点目標

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
3. 自転車の安全利用の促進
4. 飲酒運転の根絶

公立長生病院では常勤 看護師を募集しております

詳細につきましては下記にお問い合わせください。

教育長コラム



今月は「ころ」について触れて見たいと考えます。

今、この瞬間地球のどこかで人と人が戦い傷ついています。利権、宗教、テロ等様々な形で争いが絶えません。我が日本では現在戦争と言ふ大きな悲劇は起こっておりませんが、殺人事件は毎日のように報道されております。動機はお金目的が多いようです。又これ以上多く発生しているのが自ら命を絶つ自殺です。悲惨な事件や自殺は昔からありましたが、現在のようによく発生していません。どうしてでしょうか？皆様を取り巻く社会環境は便利さを追求し、日常生活において人と人が会話し、お互いの意思を伝えあわなくても事が足りるようになりました。と言うことは人の行動に関心を持たない、逆に自分の気持ちを人に伝えない、空気と言ふ大きな箱に共同して生活しているだけのような社会になっているのでは……と考えます。私たち人間は五感といつ、

すばらしい能力が備わっています。この能力の一つである言語伝達装置（話す）は優れたものであるがゆえに、心に無い言葉を発すると誤解を招きます。自分に恐れず素直に心に思っていることを伝達すれば間違いなく有効に働きます。心から発せられた言葉は、多くの人に感動や、喜びを与えたり、正しい物の見方、判断の仕方を伝授したり、希望や生きる力を授けたりと様々な力となります。言葉という言語伝達装置を上手に使うために、子どものうちから学校や家族又は、友達同士の中で様々な体験を通して（感性が芽生えたと同時に）やさしい心、豊かな心、思いやりの心を少しずつ身につけることが大事です。

言葉の中で最も有効で最大の効果をあげるのが、あ・り・が・と・う、と言ふ言葉です。心をこめて言うことで、誤解や争いは激減するでしょう。

毎月19日は食育の日

食事について考えてみよう⑬

〈雑穀〉



この頃、様々な雑穀をお店で見かけるようになりました。一口に雑穀といっても数種類あり、代表的なもので粟（アワ）、稗（ヒエ）、黍（キビ）、古代米の赤米・黒米、トウモロコシ、ハト麦、ソバの実です。白米と一緒に炊いたり、お粥にしたりしますが、最近は餅や麺・パン・菓子に加工して幅広く活用されています。食品として雑穀を食べ始めた理由に健康志向などで栄養素が見直されたことが考えられます。色素のポリフェノールや食物繊維、ビタミン、ミネラルが豊富で栄養価の高さが注目されています。食べたことがない方は一度食べてみてはいかがでしょうか。

「ちばの食育ホームページ」はこちらです。 <http://www.pref.chiba.lg.jp/syokuiku/>

- 利用できる金融機関
- ・長生農協
 - ・千葉銀行
 - ・千葉興業銀行
 - ・京葉銀行
 - ・みずほ銀行
 - ・りそな銀行
 - ・東京スター銀行
 - ・房総信用組合
 - ・市原市農協
 - ・ゆうちょ銀行

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の納付は、口座振替が便利です。この制度を利用すると、左記の金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができますので、手数が少なくて済み、大変便利です。新たに口座振替を希望される場合は、預貯金先金融機関または役場税務課に「口座振替依頼書」を提出してください。「口座振替依頼書」は、役場税務課、長生農協の町内各支所、町内のゆうちょ銀行（郵便局）に備え付けてあります。納税義務者ごとに申し込みが必要になりますのでご注意ください。

納税 には

安心便利な

口座振替 を

地域安全ニュース

子供を犯罪から守りましょう

子どもを犯罪の被害から守るためには、地域の方々が「地域の子どもたちは地域で守り育てる」との防犯意識を持ち、子どもたちを犯罪の被害から守るための取り組みを行うことが大切です。また、子どもたち自身に、犯罪から身を守るための知識を身につけさせることも大切です。

〈保護者の方へのお願〉

- 子どもたちの周りには危険がたくさん潜んでいます。大切な子どもたちが被害に遭わないよう日頃から次の点にご注意ください。
- 子どもは行動を把握し、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。
- 親子で通学路などの危険な場所をチェックし、子どもに教えます。
- 何かあったときに逃げ込める「子ども110番の家(店)」の場所や、助けを求める方法を子どもに教えておきましょう。

- 何かあったときに、子供が被害を訴えやすいよう、親子のコミュニケーションを図りましょう。
- 子どもたちに「5110のお約束(イカ・オ・ス・シ)」を繰り返し教え、実践させましょう。
- 繰り返し教えることが大切です。

〈子どもたちへのお願〉
「5110のお約束(イカ・オ・ス・シ)」を守りましょう。

①「イカ」：「行かない」→知らない人にはついてイカない。

②「ノ」：「乗らない」→知らない人の車にノらない。

③「オ」：「大声で叫ぶ」→「助けて」とおきな声を出したり防犯ブザーを鳴らす。

④「ス」：「すぐ逃げる」→怖かったら大人のいる方にスぐ逃げる。

⑤「シ」：「知らせる」→どんな人が何をしたのか家の人に知らせる。

〈問い合わせや相談はこちらへ〉
○警察本部相談サポートコーナー
(午前8時30分～午後5時15分)
☎043-2277-9110
(短縮ダイヤル#9110)

○茂原警察署生活安全課
☎221-0110

運転免許証の住所変更などはお早めに!

転勤・入学などによる転居などで住所を変更された方や、本籍・氏名を変更された方は、早めに免許証の変更届を行ってください。受付場所、必要書類などの問い合わせは、

〈テレフォン&FAX案内〉
○千葉運転免許センター
☎043-274-0111

○茂原警察署交通課
☎221-0110

振り込め詐欺に注意!

その電話オレオレ詐欺ではありませんか?

茂原署管内において、息子や孫を装って電話して、風邪を引いて声が変った・携帯の番号を変えたなどの事前工作をして、急な現金の振り込みを要求する「オレオレ詐欺」の発生がありました。口実としては、借金返済・横領金補てん・痴漢示談金などです。

詐欺の被害に遭わないためには、次のことが大切です。

〈現金を振り込む前に!!〉

- ・電話の声を信用しない。
- ・本人に確認するまで振り込まない。
- ・相手が言った番号に電話をかけるな。
- ・自分から先に肉親の名前を言わない。
- ・振り込む前に家族や警察に相談する。

またATMを操作させる「還付金詐欺」も増えています。厚生労働省社会保険局・社会保険庁・税務署等でATMを操作して還付金などが振り込まれることは絶対にありません。おかしいなと思ったら、相手の言った番号ではなく、番号案内や電話帳で調べて直接かけて確認しましょう。

〈相談先〉

千葉県警察相談サポートコーナー
☎043-2277-9110

(短縮ダイヤル#9110)
茂原警察署生活安全課
☎221-0110

ながら俳句

二月の句会より

寒明けや 歩めば 清田 如水

音たてて ネクタイ リズムついて来る

春北風 駅をとばして 行く特急 締めぬ春立つ日

燕来て 園児を こぼす滑り台

成すことも 山積みのまま 山崎清風

春待つや このスカーフに 寒明ける

紅梅や 自転車で行く この帽子

啓塾や 水音高き マンホール 児のリボン

寒明けし 寒き日もあり 大野 史恵

山野には 季節を告げる 風の日も 路のとう

路地裏の 紅梅香る 垣根越し

穏やかな 今朝立春の 空の色

寒明けで 月の早さの 幸不幸 平川あざみ

生まれすぐ 牛立ちあがる 木の芽晴れ

種時けば 待つ楽しみの 裏表

しあわせは 心の持ち様 春近し

嫁ぎたる 娘の誤解とれ 寒明る 角田 揚子

春ごたつ 介護保険の 齢になり

切株に 輪廻の兆し 春の雨

上総旅 友は早々 春仕度

喉もとの 乾きおさまり 渡辺みのる

喉もとの 乾きおさまり 寒明くる

皆人が 驚かされし 春の雪

梅一枝 手にして友は 永久の旅

耳鳴りの おさまり念じ 春を待つ

ふとよぎる 啄木の歌 寒明くる 國島 宏

山峡の 学舎に流れる 早春賦

ゆく雲の 遅き歩みか 春残し

寒戻る 明るい陽ざしに 襟をたて



各種相談日程

【町】

心配ごと相談	4/1(火)、4/10(木)、4/21(月) 午前10時～午後3時	福祉センター	☎ 35-0260
人権相談	4/10(木)、4/21(月) 午前10時～午後3時	福祉センター	☎ 35-0260
	●いじめ ●扶養相続等の家庭問題 ●いやがらせ等の悩みごとに関する相談です。		
行政相談	4/10(月) 午前10時～午後3時	福祉センター	☎ 35-0260
※心配ごと相談・人権相談・行政相談については、相談日に限り電話でのご相談も受付しています。			
子どもの虐待などの相談	児童福祉法が改正されて相談先が広がりました。 児童相談所や福祉事務所に加え、身近な市町村の窓口が子どもに関するあらゆる相談や虐待の疑いなどの連絡もお受けいたします。	保健福祉課	☎ 35-2414

【長生健康福祉センター：茂原市茂原1102-1 長生合同庁舎内】※該当日が祝・日の場合は実施しません。

注) 3月31日までの日程です。4月1日以降については長生健康福祉センター(☎22-5167)へお問い合わせください。

女性のための健康相談	奇数月第2火曜日、偶数月第3水曜日(予約制) 午後1時～午後3時	地域保健福祉課	☎ 22-5914
不妊相談	第2木曜日(予約制) 午後1時～午後3時	地域保健福祉課	☎ 22-5914
未熟児健康相談	奇数月第1木曜日(予約制) 午後1時～午後2時	地域保健福祉課	☎ 22-5167
こころの健康相談	第2・3月曜日(予約制) 午後2時～午後3時30分	地域保健福祉課	☎ 22-5167
	第1火曜日(予約制) 午後3時～午後4時		
こどもの発達相談	第4火曜日(予約制) 午後1時～午後4時	地域保健福祉課	☎ 22-5167
DV相談	毎週火曜日(予約制) 午前9時～午後5時	地域保健福祉課	☎ 22-5565
	●配偶者やパートナーから受ける暴力に関する相談です。		
骨髄バンク登録受付	第1・3火曜日(予約制) 午後1時	健康生活支援課	☎ 22-5167
エイズ検査・相談	第1・3火曜日 午後1時～午後2時	健康生活支援課	☎ 22-5167
	偶数月第3火曜日 午後5時30分～午後7時		
肝炎ウイルス検査	第1・3火曜日 午後1時～午後2時	健康生活支援課	☎ 22-5167
腸内細菌検査(検便)	第1～4火曜日 午前9時～午前11時	広域検査課	☎ 22-5167
水質検査	指定した水曜日(予約制) 午前9時～午前11時	広域検査課	☎ 22-5167

【その他】

弁護士による無料法律相談	予約日:4/11(金) 相談日:4/18(金) ※予約日の当日、午前9時から電話でのみ予約の受付をします。	東上総県民センター(長生合同庁舎内) 県政情報課	☎ 25-7830
移動暴力相談	4/23(水) 午前10時～午後4時	東上総県民センター 夷隅事務所 夷隅郡大多喜町猿稻14	☎ 0470-82-2211

子ども急病電話相談

休日の夜間に、急に子どもの具合が悪くなったとき、医療機関にすぐに受診させたほうがよいか迷われたとき、ご相談ください。

看護師・小児科医が電話でアドバイスをします。

実施日時

土、日、祝日、振替休日及び年末年始(12月29日～1月3日)
午後7時～午後10時まで

電話番号

#8000

(プッシュ回線・携帯電話)

☎043-242-9939

(ダイヤル回線・#8000をご利用いただけない場合)

日曜・休日当番医案内

診療時間は午前9時～午後5時までです。

日曜・休日当番医は、変更となる場合があります。

消防本部通信指令課(☎24-0119)へお問い合わせください。

月/日	茂原地区	
	内科系	外科系
4/6	志 鎌 医 院 (22)5105	公立長生病院(34)2121
4/13	長生内科神経内科医院(24)7752	君 塚 病 院 (25)1811
4/20	鈴 木 医 院 (22)2630	穴 倉 病 院 (24)2171
4/27	宮 山 医 院 (22)4873	山 之 内 病 院 (25)1131
4/29	宮 本 内 科 医 院 (22)3770	鎗田整形外科医院(24)8686

長生郡市夜間急病診療所案内

●診療科目:内科・小児科 診療時間:午後8時～午後11時

茂原市八千代1-5-4(消防署裏) ☎24-1010

●夜間急病診療テレフォン案内 午後7時～翌午前6時 ☎24-1011